#### 長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定解除について

文化財·生涯学習課

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項及び第31条第1項 の規定により、下記のとおり長野県宝に指定し、長野県天然記念物の指定を解除する ものとする。

記

#### 1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び名称
網本著色補陀落山 聖境図	1 幅	木曽郡大桑村 大字須原 831 番地の 1	木曽郡大桑村 大字須原 831 番地の 1 宗教法人 定勝寺

#### 2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名 称	所 在 地	指定告示
東北山の千本松	松本市五常字中尾 6172 番口	平成 17 年 9 月 26 日 長野県教育委員会告示第 8 号

長野県教育委員会 様

長野県宝の指定及び長野県天然記念物の指定の解除について (答申)

下記の文化財について、長野県宝の指定、長野県天然記念物の指定解除をすることが適当である旨答申します。

## 1 長野県宝に指定する文化財

網本著色補陀落山 聖境図	名 称
1 幅	員数
木曽郡大桑村 大字須原 831 番地の1	所在地
木曽郡大桑村 大字須原 831 番地の1 宗教法人 定勝寺	所有者の住所及び名称

# 2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

来ル田の丁本仏	サナニ・ライナボ	名 称
松本川五吊于中尾 0112 角口	口分 6213 四中个余工干土体	所 在 地
長野県教育委員会告示第8号	平成 17 年 9 月 26 日	指定告示

#### 長野県指定文化財候補物件調査票

1、種別 絵画

2、名称 補陀落山聖境図

3、所在地 木曽郡大桑村須原

4、所蔵者 定勝寺

5、管理者の氏名または名称 定勝寺

6、現状

形状 絹本著色 軸装 寸法 縦 113.1 cm、横 56.9 cm 制作時期 中国元時代(14 世紀)

#### 7、概略

古来より知られた観音信仰の聖地普陀山の景観を描いた一幅である。普陀山は中国浙江省の港町寧波の沖合の小島で、その東南に浮かぶさらに小さな洛迦山を含めて、『華厳経』入法界品に説かれる観音菩薩の住居である補怛洛迦山と考えられていた。本図の最上部には「補怛洛迦山観音現神聖境」と記されており、これが本来の名称と見なせるが、最後から三字目が画面の損傷のために確定できないこと、観音の住所は通常「普陀落(洛)山」と呼ばれること、画幅の背面に残る天正四年(一五七六)の修理銘に「補陀落山之繪」と記されていることなどを勘案して、「補陀落山聖境図」と呼ぶこととする。

概略を述べると、下部三分の二ほどを占めて普陀山の全景が大きく俯瞰的に描かれ、その周囲をかなり高く波だった大海が取り囲んでいる。画面上部中央の大きな円光内に観音菩薩、その向かって右は『華厳経』入法界品に登場する善財童子、左は『請観音経』に登場する月蓋長者と判断される。

円光の上部に水平線がかかり、洋上右手に旭が昇っている。画面右端の縦長の短冊形には「東至躭羅日本國黒水大洋」、左端の短冊形には「西至慶元路昌國

州沈家門」とあるので、普陀山を南から描いたものであることが分かる。

島内には 73 もの小さな短冊形があって地名や建築物等の名が記されており、地図としての役割を果たしている。島の中心には大きな朱色の伽藍が描かれ、「勅賜観音宝陀禮寺」と横書きされている。普陀山の信仰の中心である宝陀寺(現在は普済寺と改称)である。島の東南の「潮音洞」と記された洞窟内に大きな観音像が描かれているのも目を引くが、円光内と洞窟内の二つの観音像は、坐像と立像の違いはあるもののほぼ同様の形姿であり、普陀山の観音信仰を伝えている。それが当時中国で大きな流行を見せていた白衣観音ではないことは留意される。

画面左下隅にわずかに別の陸地が描かれており、そこに配された四つの短冊 形の一番下には「沈家門」と記されている。この地名は先述の「西至慶元路昌 國州沈家門」の銘文に見えるところであり、そこが慶元路、すなわち港町寧波 の沈家門であることを示している。沈家門は普陀山巡礼の門前町であった。

寧波は古来より海上交通の拠点として栄えた港である。南宋の慶元元年(一一九五)にそれまでの明州という呼称から慶元府に改称され、さらに元初の至元十四年(一二七七)に慶元路総管府と改められた。寧波府と呼ばれるようになるのは明代のことである。銘文中の「昌國」は慶元路所轄の舟山地方の名称で、至元十五年(一二七八)にそれまでの県から州となったが、明初の洪武二年(一三六九)に県に復したという。すなわち本図に見える「慶元路昌國州」の呼称が行なわれたのは、至元十五年(一二七八)から洪武二年(一三六九)までの間ということになる。

本図の景観年代はこの約九十年間にあると推定されるが、短冊形に記された 多くの地名と、当時の地誌である『大徳昌国州図誌』(一二九八年)や『補陀洛 迦山伝』(一三六一年)などの記述に齟齬はないという。

普陀山は小さな三角形の峰を連ねて描かれており、その山岳表現自体は、すでに北宋においてリアルで精密な山岳表現が達成されていることを思えばかなり古様かつ素朴である。大海の波などもかなりパターン化されたリアリズムから遠い表現となっている。そのように本図は中国で制作された風景画としてさほど高いレベルにあるとは思われないが、観音像の手堅い描写から見て絵師の技量の不足ととらえるべきではなく、地図としての性格を強く持つことを示すと見るべきであろう。本図は本格的な絹本の着彩画であるが、南宋から元代にかけて制作された地図類と比べてその表現に大きな懸隔はない。制作年代も、

「慶元路昌國州」の呼称が示す元時代と見て良いと思われる。

本図は実際の景観に基づく山水画であり、そうした古例には西湖図などがあるが、本図のようにいわゆる霊場を描いた例はほとんど遺されていない。本図は元代の普陀山を描いた現在知られる唯一の作例であり、霊場を描いた着彩の実景に基づいた図としてかなり早期の貴重な遺品といえる。

#### 8、指定理由及び根拠

(1) 絵画彫刻 オ 渡来品で特に意義のあるもの

鎌倉時代から室町時代にかけては日本の禅宗の興隆期であり、中国へ留学する禅僧が多かったが、寧波(慶元路)はその際の主要な受け入れ口であった。また、本図が描かれたと推定される元代は、モンゴルによって中国全土が支配された漢民族にとって受難の時代であり、その難を逃れて日本に来朝した禅僧も多かった。鎌倉時代後期の正安元年(一二九九)に来朝した一山一寧などはその代表であるが、彼はその直前までまさに本図中央に描かれている宝陀寺の住職を務めていたという。

寧波はそのような海上交通の拠点であると同時に、普陀山をはじめ阿育王山 広利寺や天童寺などの著名な仏教の聖地に取り巻かれていたため、南宋から元 代にかけて、羅漢図や十王図などを量産する工房が存在した。そこで制作され た寧波仏画と呼ばれる仏画類は日本などにも輸出され、国内に相当数が残され ている。本図は必ずしも第一級の中国絵画とはいえないが、そうした当時の日 中間の文化交流の状況を考えるとき、当時の普陀山を描いた本図の歴史資料と しての重要性が見えてくる。

前項冒頭で触れた裏面の修理銘には「彼補陀落山之繪、年久雖在當山、依表 具大破(中略)維時天正四丙子三月吉日/信陽木曽庄浄戒山定勝禅寺/當山第四世 之誌/天心宗球老納樵月斎/襲書焉」と記されており、これが書かれた天正四年(一 五七六)の時点で、本図が定勝寺に年久しく伝来していたことが知れるが、寺 に入った経緯については不明である。

定勝寺は臨済宗妙心寺派に属する木曽地方を代表する古刹である。嘉慶年間

(一三八七~八八)に木曽親豊が初屋和尚を開山に迎えて開創したといい、当 初は南禅寺派に属していたとも伝えるが、確かなことは不明である。すでに県 宝に指定されている香林和尚像、貴山和尚像、玉林和尚像、天心和尚像、木曽 義元像などの絵画作品をはじめ数多くの寺宝を伝えるが、本図の他にもやはり元時代の制作と見られる釈迦三尊像や十八羅漢図双幅など複数の中国画(寧波仏画)を所蔵していることに大いに注目すべきである。室町時代の定勝寺が京都、さらにその先の中国へとつながるルートの末端に位置していたことを示すものであろう。

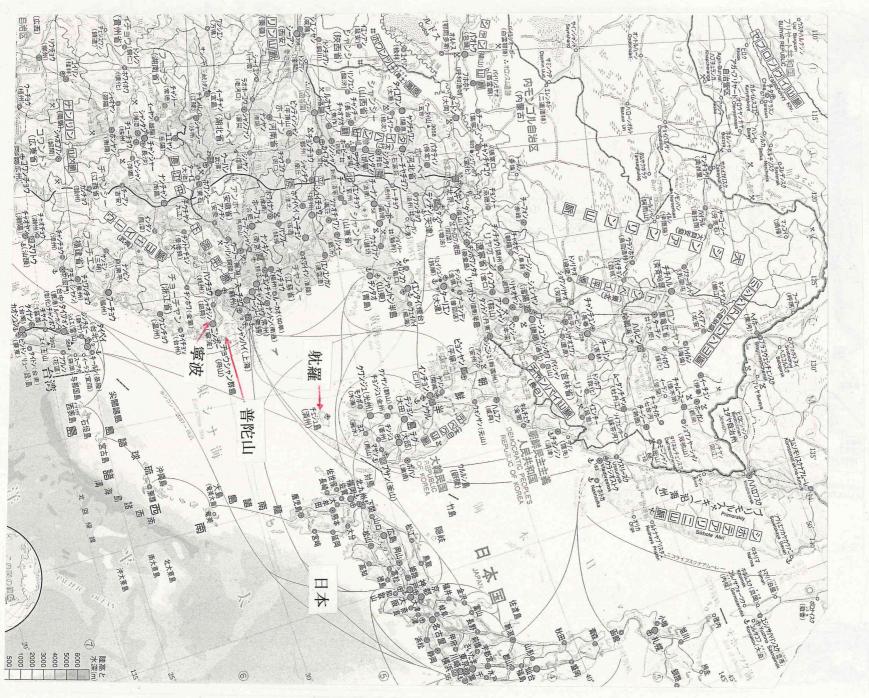
本図は元時代の普陀山を描いた貴重な実景に基づいた図であり、そのこと自体評価されるべきであるが、それがはるばる海を越えて日本へもたらされ、木曽谷の禅寺に伝来したという事実は、日中の文化交流史を考える上で、さらには長野県下への文化の浸透という問題を考える上で、極めて重い意味を持つであろう。

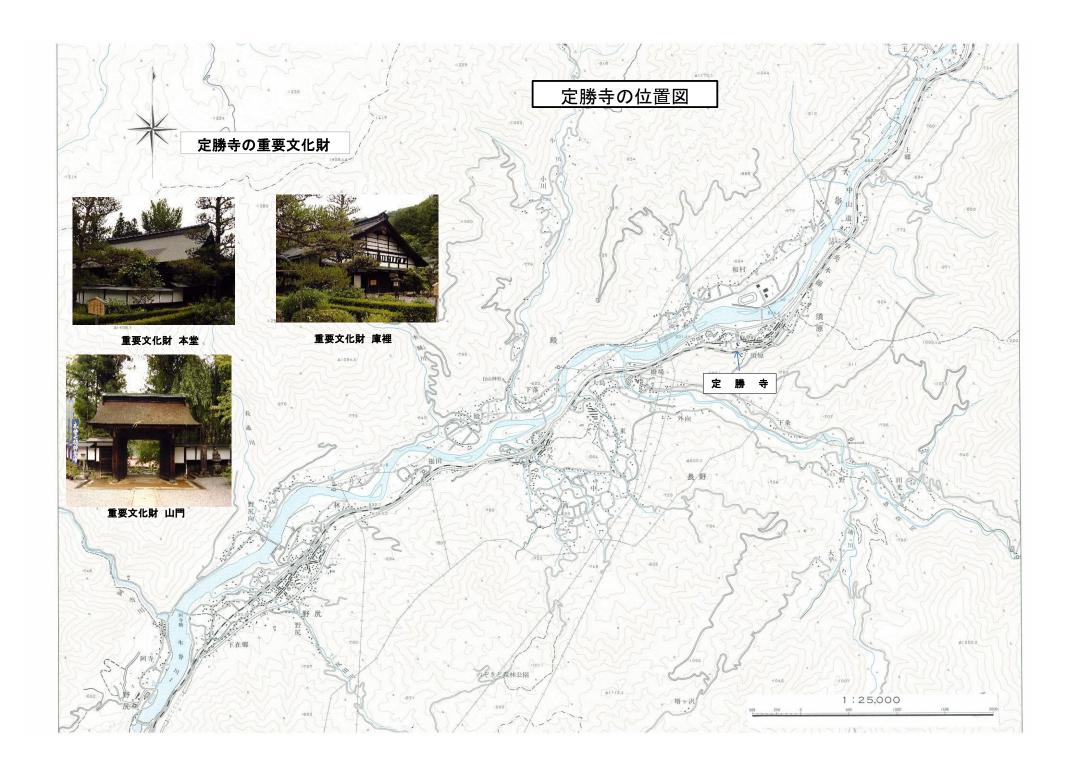
- 9、調査日 平成23年9月24日
- 10、調查報告者 矢島新

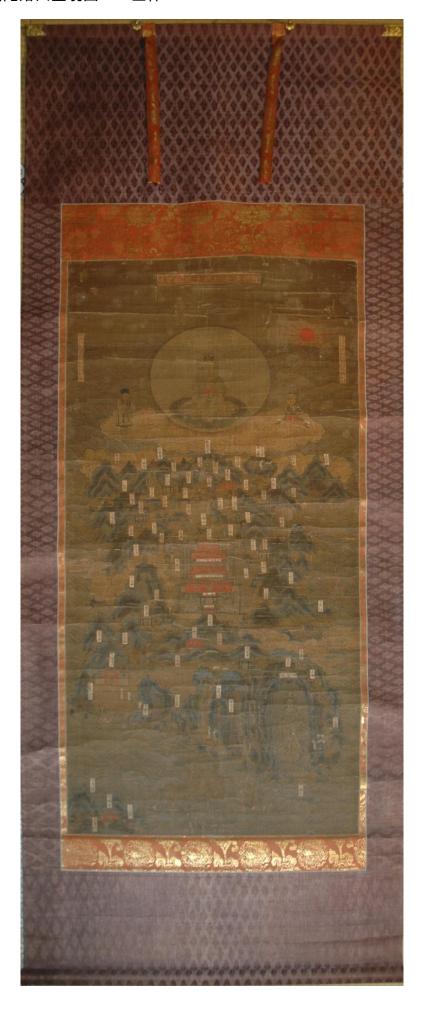
#### 11、参考文献

井手誠之輔「長野・定勝寺所蔵 補陀洛山聖境図」美術研究 365 号 平成 8 年 奈良国立博物館『聖地寧波 日本仏教 1300 年の源流』展図録 平成 21 年

### 中国の普陀山 資資 躭羅 . Ш H の位置図







#### 長野県天然記念物指定解除物件調査票

1 種 別 天然記念物

2 名 称 東北山の千本松

3 所在地 松本市五常字中尾 6 1 7 2 番口

4 所有者の住所および氏名

松本市会田4028-7 内山一茂

- 5 管理者の氏名 同 上
- 6 経過措置の概要

平成25年4月に入り、地域住民から県教委に元気がないように見える、 との相談が寄せられ、4月9日に松本市教委とともに状況を確認した時点で マツノザイセンチュウの感染が強く疑われたため、ただちにサンプル検査を 実施して陽性と判定された。「松枯れ」の仕組みから当該樹の回復は見込めず、 周辺への感染拡大を防止するため、関係者が協議して、必要な手続を踏まえ て平成25年6月2日に伐倒燻蒸の処置を行った。

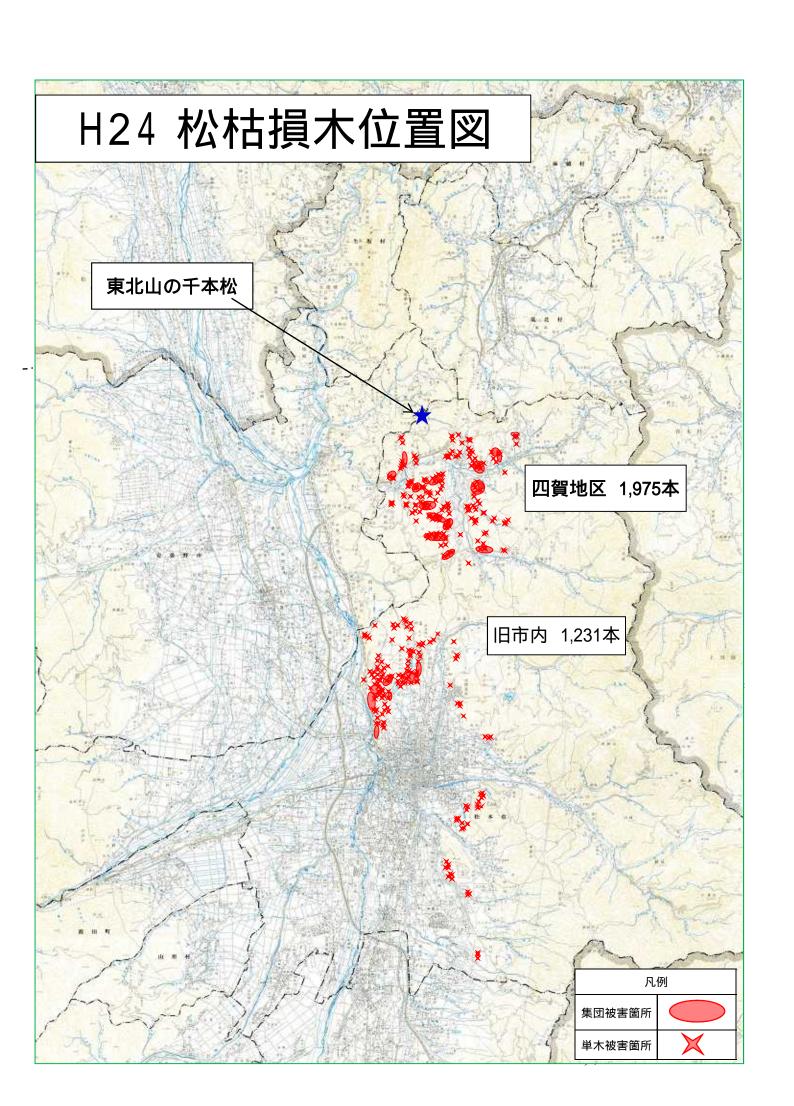
- 7 指定解除の理由および根拠
  - (1) 指定基準

長野県天然記念物の指定基準 (1) 植物 キ 大木 名木 奇形木等 (指定公示) 平成17年9月26日

(2) 解除理由

マツノザイセンチュウの感染による枯死にともなう伐倒燻蒸処置で滅失したため

- 8 調査年月日 平成25年4月9日
- 9 調査者氏名 指導主事 遠藤公洋 文書による確認 亀山 章
- 10 調査票作成年月日 平成25年8月1日



#### 東北山の千本松



上部 (平成 25 年 4 月 9 日 撮影)



下部



切株と燻蒸処理 (平成 25 年 6 月 21 日 撮影)



伐倒後